

OCRに用いる申請書の記載方法に関する告示及び 登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示 の一部を改正する告示案について

1. 背景

「海技人材の確保のあり方に関する検討会 とりまとめ」（令和7年6月）の不足が深刻化する5級海技士の養成強化の方向性を受け、令和8年より（独）海技教育機構に「海技士教育科海技専攻課程海技士コース（5級航海専修）」が設置されることに伴い、

- ・船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和26年運輸省令第91号。以下「規則」という。）第147条第3項に基づくOCRに用いる申請書の記載方法に関する告示（平成15年国土交通省告示第660号）における、OCR^{※1}による海技免許等の申請書の記載方法、
- ・規則第57条に基づく登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示（平成16年国土交通省告示第166号。以下「教育基準等告示」という。）別表第1に定める修業期間の基準

について改正を行う。

また、「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」（令和6年12月20日 自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議決定）において、退職する自衛官が、自衛隊で培った技能を活かし、海技士などの公的資格を取得しやすくなるよう、プロセスの簡素化に取り組むことが示された。これを踏まえ、防衛省で海上自衛隊第1術科学校を3級海技士（航海）第2種養成施設として、登録船舶職員養成施設^{※2}に登録する申請を行う予定となっているところ、教育基準等告示における3級海技士（航海）第2種養成施設の修業期間の基準について改正を行う。

さらに、「船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」（STCW条約）に基づき、海技大学の外航船の船舶職員（3級海技士）になるための「海技専攻課程海上技術コース（機関専攻）」において、工作技能訓練施設^{※3}での訓練が令和9年から実施予定であることを受け、教育基準等告示の別表第5における、登録船舶職員養成施設の練習船による実習の基準について改正を行う。

※1 OCR（Optical Character Recognition：光学文字認識）：印刷された文字や手書きの文字をデジタルの文字コードに変換する技術

※2 規則第26条及び第27条に基づき、課程の修了者が海技試験受験時に筆記試験免除の特例を受けられる、国土交通大臣の登録を受けた船舶職員養成施設のこと。

※3 練習船上ではなく、屋内で機関の実機等を配備して、機関の故障・停止や電源喪失その他船舶における非常事態を再現した訓練を繰り返し行う施設のこと。

2. 概要

- (1) OCRに用いる申請書の記載方法に関する告示（平成15年国土交通省告示第660号）の一部改正（第1条関係）

- ・（独）海技教育機構の海技士教育科海技専攻課程海技士コース（5級航海専修）を卒業した者に係る海技免許申請書の乗船履歴欄の記載方法を規定する。
- ・表現の適正化等を行う。

（2）登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示（平成16年国土交通省告示第166号）の一部改正（第2条関係）

- ・（独）海技教育機構の海技士教育科海技専攻課程海技士コース（5級航海専修）について、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等と認められた者は1年以上の修業期間を要すること等を規定する。
- ・防衛省内の職員が3級海技士（航海）第2種養成施設として海上自衛隊第1術科学校で教育が受けられるよう、3級海技士（航海）第2種養成施設について、4級海技士（航海）の資格の海技免許を有する者と同等以上の知識及び能力を有する等の要件を満たした者は4月以上の修業期間を要する旨を規定する。
- ・3級海技士（機関）第1種養成施設等における練習船による実習について、工作技能訓練施設における所定の実習をもって代えることができることとし、当該施設における実習期間を乗船履歴としてみなす。ただし、当該期間が3月以上となる場合においても、乗船履歴としては3月以上とみなしてはならないこととする。
- ・表現の適正化等を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行：令和8年6月